

# 「官庁施設の津波防災診断」の実施について(案)

## 社会資本整備審議会答申(官公庁施設部会)

- 既存官庁施設の津波防災性能の把握の必要性

## 官庁営繕基準の改定(津波防災関連)

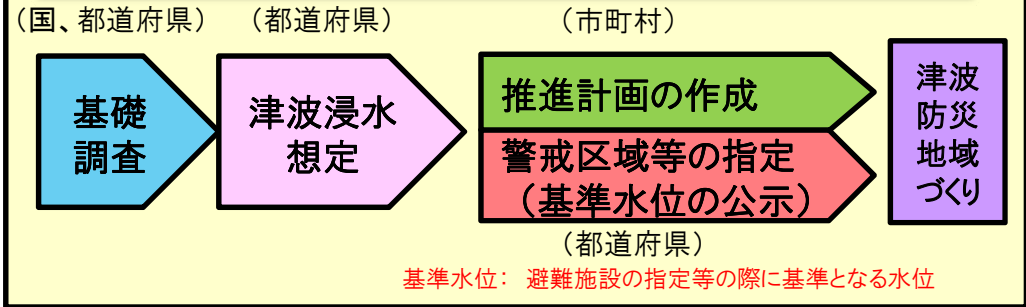
- 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の基本的性能基準

### ステップ1

- 国土交通省は、基準改定の通知に伴い、各省各庁に対して、生命の安全に必要な措置を依頼。また、「官庁施設の津波防災診断指針」(診断マニュアル)を作成し、送付。

項目	国土交通省の実施内容	各省各庁(施設管理者)の実施内容
基準改定の通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各省各庁に対して基準改定の通知</li> <li>● (上記通知に伴い)生命の安全に必要な措置を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存のハザードマップ等により、避難場所・避難方法の確認</li> <li>● 代替施設の検討 等</li> </ul>
「官庁施設の津波防災診断指針」(診断マニュアル)	● 同指針の作成、送付	● 診断の準備

## 津波防災地域づくり法に基づく措置の進展



### ステップ2

- 各省各庁(施設管理者)は、警戒区域内の施設を対象に、「官庁施設の津波防災診断」を実施。
- 国土交通省は、必要に応じて技術的支援を行う。

※警戒区域が設定された地域から順次ステップ2に移行

項目	各省各庁(施設管理者)の実施内容	国土交通省の実施内容
「官庁施設の津波防災診断」	● 警戒区域内の施設を対象に診断を実施	● 診断の実施に対する技術的支援
対策の立案	国土交通省が整備する施設	● 施設運用管理上(ソフト)の対策立案 (内容の把握)
	上記以外の施設	● 各省各庁(施設管理者)と国土交通省が連携し、施設整備上(ハード)の対策立案 (営繕計画書の作成)
	● 施設整備上(ハード)の対策立案 (営繕計画書の作成)	● 営繕計画書に対し、意見を述べる